

農業農村整備事業における入札契約制度改革と発注者支援制度の取組み

農林水産省農村振興局整備部設計課

施工企画調整室施工企画係長 相澤 秀基

I. はじめに

農業農村整備事業の国営直轄工事の入札契約手続きにあたっては、会計法や予算決算及び会計令等の関係法令に基づき、透明性、公正性や競争性の確保を図るとともに、品質確保、コスト縮減等を図るために民間技術力を一層広く活用する仕組みを導入し、技術力による競争を促進するなど制度の改善を図ってきているところである。

II. 農業農村整備事業における入札契約制度改革

1. 入札契約制度の変遷

公共工事の入札契約手続きについては、平成6年、その手続きの透明性、客観性及び競争性をより一層高めるとともに、国際的な建設市場の開放を背景とした諸外国からの我が国建設市場への参入要望の高まりなどから「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」が策定された。

農業農村整備事業の入札契約手続きにおいてもこの行動計画に沿って、一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式の導入、低入札価格調査制度、苦情処理制度などの整備を行うとともに、その後も入札時VE方式、契約後VE方式及び設計施工一括方式の導入などの民間技術力を活用する契約方式を積極的に導入してきたところである。また、平成13年には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法

律」が施行され、より透明性を高めるため、発注見通し、入札結果の公表をインターネットで情報公開（※1）するなど制度を整備するとともに、入札時に工事費内訳書の提出、総合評価落札方式の導入なども実施してきたところで、電子入札については平成15年度から導入し、平成16年度から全ての工事を対象に実施しているところである。

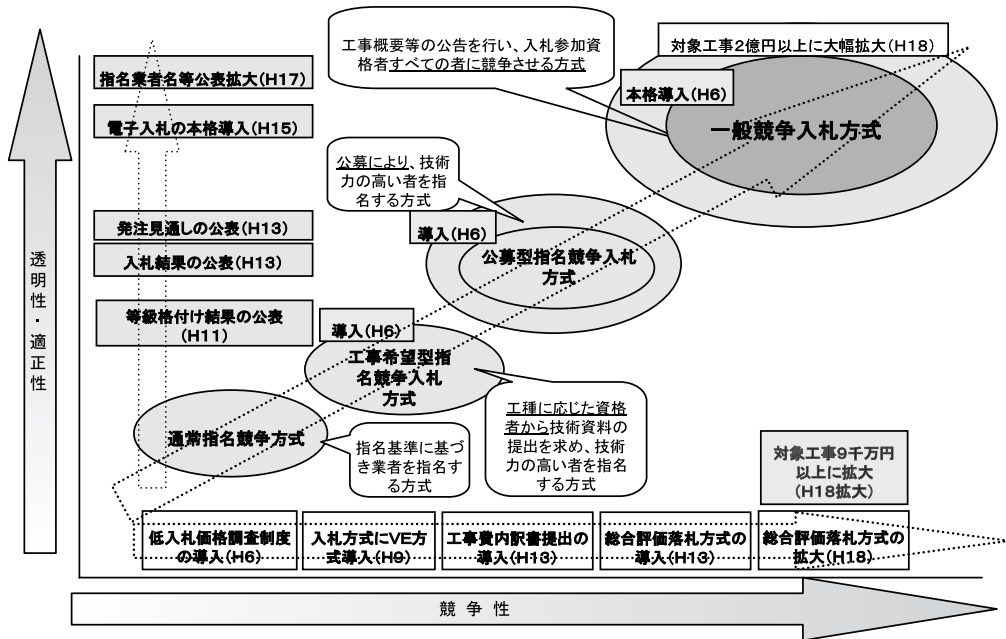
さらに、平成17年4月、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、総合評価落札方式の拡充、中間技術検査の実施や市町村等の地方自治体に対する発注関係事務における発注者支援体制の整備なども実施しているところである。

※1 農業農村整備入札情報サービス（NN-PPI）

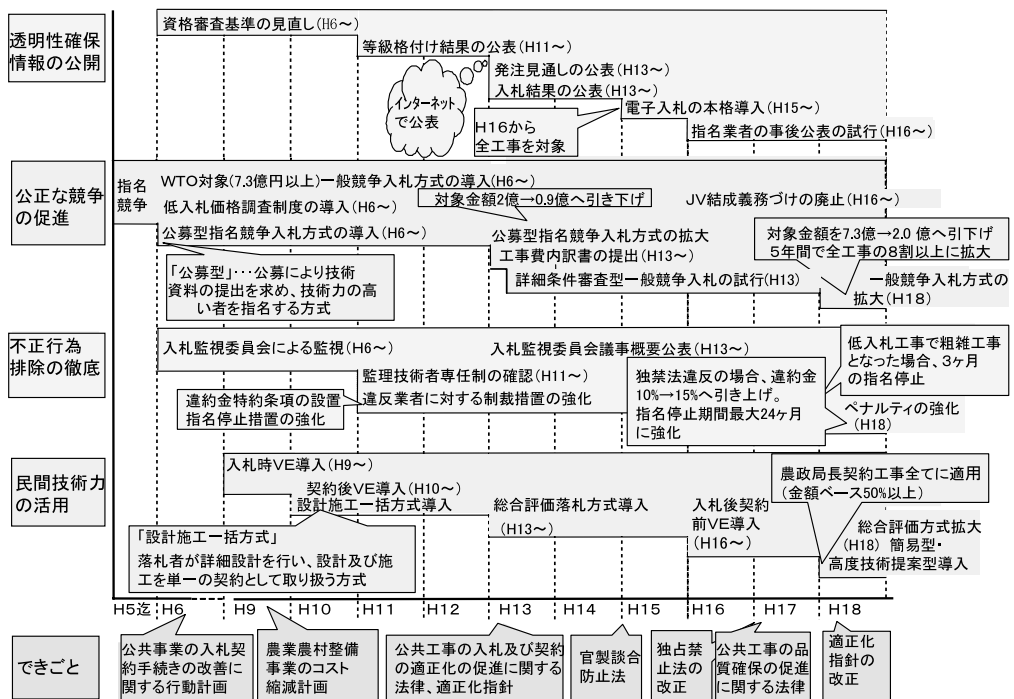
2. 入札契約制度の最近の取組み

平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行、さらには他省庁等における鋼製橋梁上部工に関係する一連の談合事件を契機として、一般競争入札方式の対象金額を政府調達協定以上（450万SDR：7.2億円以上）としていたものを平成18年度から2億円まで引き下げ、農林水産省としては今後5年間で金額ベース8割以上まで拡大することとしている。総合評価落札方式については、新たに簡易型、

入札契約制度の変遷(契約方式の変遷を主体にみた場合)



入札契約制度の変遷(できごとからみた対応)

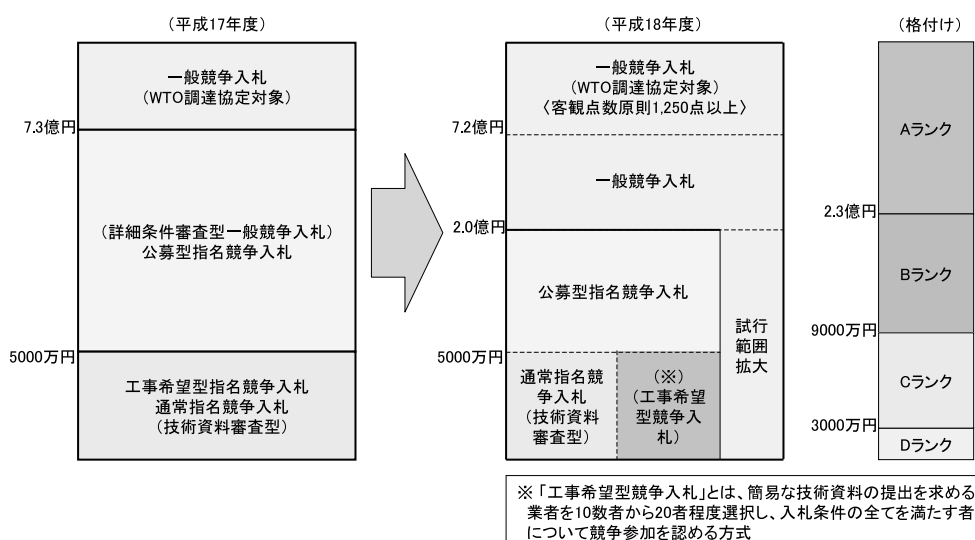


高度技術提案型を加え充実を図り、農政局 長契約工事（9千万円以上）すべてに導入

多様な入札契約方式の実績件数の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17
総合評価落札方式	—	—	5	14	35
設計・施工一括発注方式	1	2	8	14	15
入札時VE	7	5	12	27	63
契約後VE	328	471	636	646	778
全発注件数（件）	1,215	1,234	1,245	1,163	1,236
総契約金額（百万円）	185,777	151,197	159,307	125,775	154,158

平成18年度の工事発注における対応



し、平成18年度は金額ベース5割超を目標に実施しているところである。

また、コスト縮減や民間技術の積極的な活用に資することから、VE提案を促進するために、小規模で技術提案が困難な工事以外は、全て契約後VEを付与するなど、入札時VEや入札後契約前VE、さらには設計段階における設計VEについても、積極的に取り組んでいるものである。

また、上述以外に談合防止対策に重点をおいた主な取り組みとして、入札契約手続きの透明性を図る観点から、これまで入札前に実施していた指名業者の公表を、入札

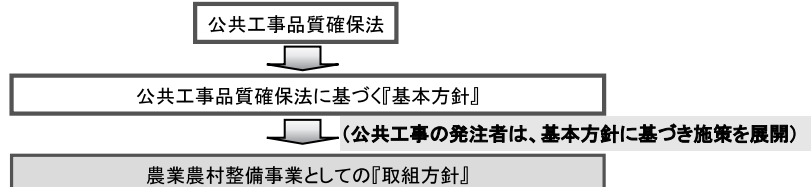
参加者間での談合を助長する恐れもあるとの指摘を踏まえ、指名業者名を事後公表とする試行、ペナルティの強化として、入札談合等に係る指名停止を最大24ヶ月に強化、違約金を10%から15%に引き上げるなど、改善を図り実施しているものである。

Ⅱ．発注者支援制度

農林振興局では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）を踏まえた

公共工事品質確保に対する取組方針

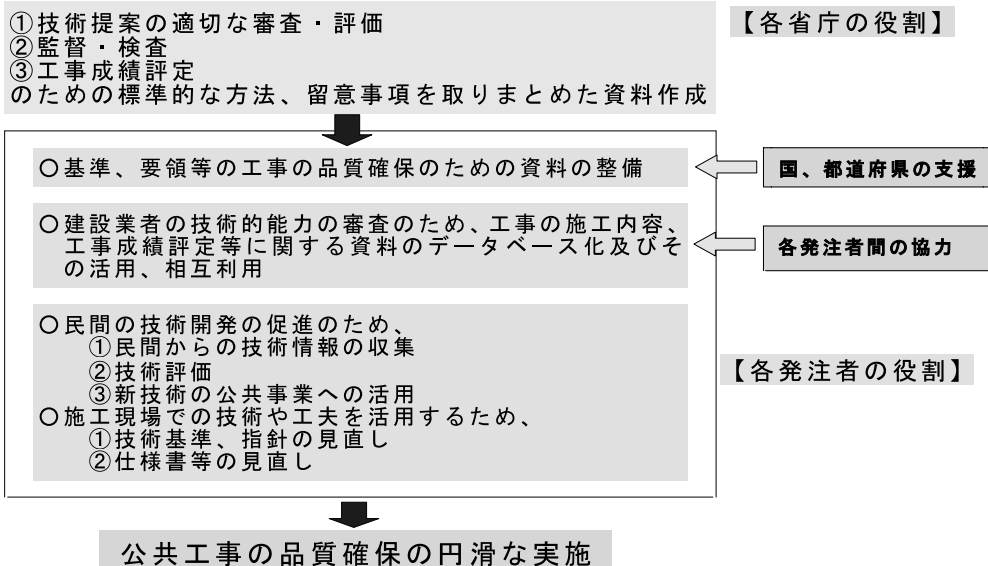
- 公共工事品質確保法の制定に伴い、『基本方針』に基づく施策を展開するため農業農村整備事業としての『取組方針』を策定。(H17.12)
- 農業農村整備事業における課題としては、①建設業者の技術能力の適正な審査、②入札契約における技術提案の審査・評価方法(『総合評価手法』の確立)、③発注関係事務の環境整備、④市町村等に対する発注者支援のあり方(発注者支援機関の積極的活用)など。

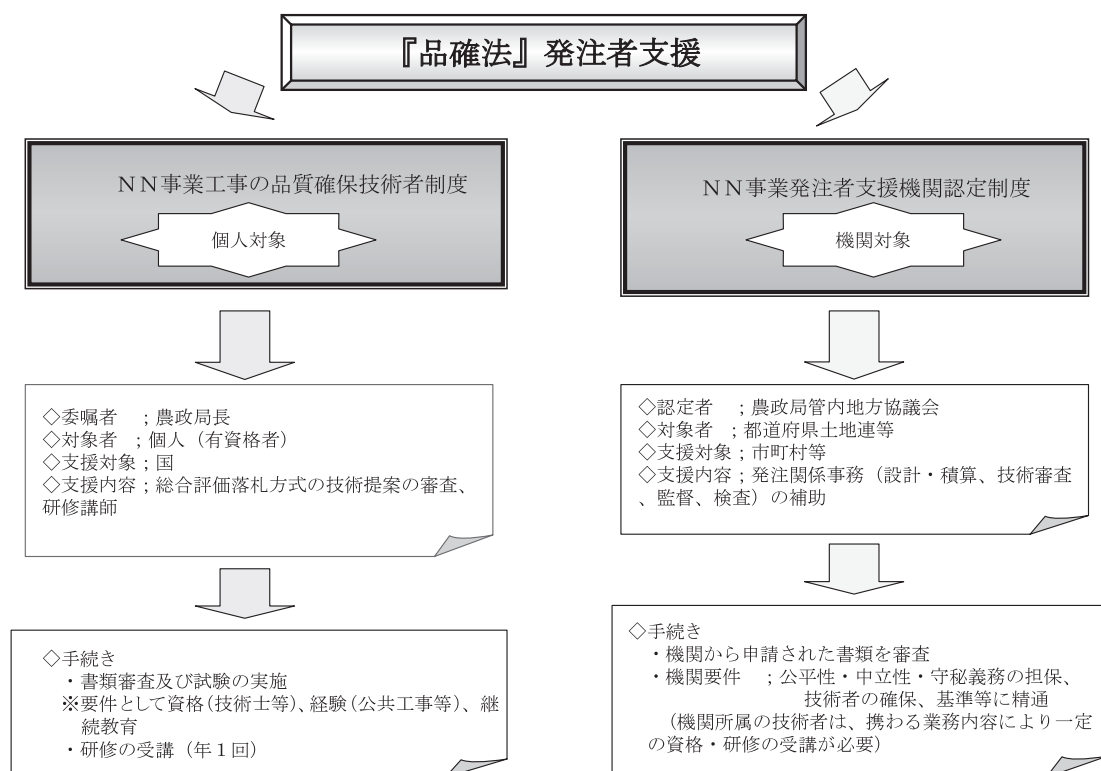


【内容】(農業農村整備事業における公共工事の特性に配慮した取組)

- (1)建設業者の技術的能力の適正な審査
 - ・競争参加者の資格審査時
 - ・個別工事の技術審査時
- (2)入札契約における技術提案の審査・評価方法(『総合評価手法』の確立)
 - ・新たな総合評価方式の採用、技術提案の評価項目の多様化
 - ・中立かつ公正な審査・評価
- (3)発注関係事務の環境整備
 - ・国、都道府県で構成する『協議会』の設置
 - ・適切な施工業者の選定と工事監督・検査の実施(工事監督・工事成績評定要領等
工事の品質確保に不可欠な図書の標準化、データベースの整備)
- (4)市町村等に対する発注者支援のあり方(発注者支援機関の積極的活用)

発注関係事務の環境整備





『農業農村整備事業工事等の今後の取り組み方針』を平成17年12月に策定し、関係機関に対して通知するとともにホームページなどで公表した。すでにこの方針に基づき、総合評価落札方式の拡充や中間技術検査基準の整備など実施しているところであるが、今後もこの方針に基づきの農業農村整備事業の特性を十分配慮しつつ、発注関係事務の環境整備を図ることとしている。

その取り組みのひとつとして、地方農政局では、発注者を支援する取り組みとして、発注関係事務を適切に実施することができない市町村等に対し支援を行える公益法人等の機関を地方農政局及び県で組織する「品質確保地方協議会」で認定する「発注者支援機関認定制度」、地方農政局が発注する総合評価落札方式の技術提案の審査支援や品質確保に関する研修の講師を行う「品質確保技術者制度」を創設するなどし

て、積極的に発注者支援に努めているものである。

Ⅲ. おわりに

最近、公共工事の大規模工事において低価格による入札が多く発生したり、談合事件が依然後を断たないなど入札契約に関する話題を欠かない状況となっている。

農業農村整備事業国営直轄工事における入札契約に関する改革について、公共工事を取り巻く情勢やこれまで実施している入札契約制度の実施状況を踏まえるなど、今後も的確に対応していく必要がある。